

会 議 録

会議名 (審議会等名)	平成26年度 第3回 川西市男女共同参画審議会		
事務局 (担当課)	こども家庭部 こども家庭室 こども・若者政策課 (内線3442)		
開催日時	平成26年10月 4日(土) 18時30分～20時30分		
開催場所	川西市役所 2階 202会議室		
出席者	委員	梅野 高明 委員 大崎 淳正 委員 黒田 美智 委員 篠木 満子 委員 高島 進子 委員 中谷 文恵 委員 西尾 亜希子 委員 西谷 博美 委員 真鍋 由美子 委員 山田 学 委員 和田 聡子 委員 (五十音順)	
	その他		
	事務局	こども家庭部長 中塚 一司 こども家庭室長 山元 昇 子育て・家庭支援課長 佐藤 陽子 こども・若者政策課長 井口 俊也 同主査 鳥越 永都子 同主事 中村 陵 (指定管理者) 男女共同参画センター センター長 三井 ハル子 藤森 啓子	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合、その理由			
会議次第	議題1 川西市男女共同参画条例(仮称)について 議題2 その他 ・次回審議会の日程調整について		
会議結果	別紙のとおり		

審 議 経 過

【事務局】ご案内しておりました時間が参りましたので、「平成26年度第3回川西市男女共同参画審議会」を始めさせていただきます。本日は公私共に何かとお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。まだ、お見えでない委員さんもおられますがまもなくお越しになるかと存じます。それでは、まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。

(資料確認)

【事務局】当会議では会議録の作成を迅速かつ正確に行うため、ICレコーダーによる録音をさせていただきますことをご了承いただきたく存じます。

それでは、ここからは高島会長に進行をお願いしたいと思います。高島会長どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】では、協議事項の1「川西市男女共同参画条例（仮称）について」を議題とします。進め方としては、第1章と2、3章を分けて委員の皆さまの意見をいただきたいと思っております。

まず、1章について事務局より説明をお願いします。

【事務局】では、委員の皆様からのご指摘、ご意見を受けまして事務局の方での修正方法について、説明いたします。

ご提出いただいたご意見については資料3にまとめて記載しております。資料3のご意見以外にも、句読点や「又は」や「及び」の使い方、「理念にのっとり」を「理念に沿って」へなどの表現について、～「等」などの使い方、漢字やひらがな表記についてなどのご指摘をいただいております。本市の他の条例との整合性などと合わせて、それぞれのご指摘を事務局で検討し、修正が必要な場合は、直接資料1と2に反映し、前回の資料から修正している部分は、資料1では黒枠で囲い、資料2では二重線を引いております。また、それ以外のご指摘につきましても、本市の法制担当の方から最終の修正が入る場合もありますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、第1章について資料2の素案要綱の解説を基に説明させていただきます。

まず素案要綱1、この条例の目的ですが、市、市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体の責務を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進することで、男女共同参画社会を実現することを目的としています。

次に2の定義の①男女共同参画の定義ですが、「男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、ともに責任を担うこと」を定義としています。「参画」とは単に参加するだけでなく、政策・方針の決定、企画立案の過程に積極的に加わるなど、主体的な参加姿勢を示しています。資料3も合わせてご確認ください。ご意見をいただきました、「もって男女が均等に政治的、経済的～」の部分についてですが、この素案は「男女共同参画社会基本法」より引用しています。この「もって」の意味を分かり易く言い換えますと、「それによって」になるかと思いますが、本市の素案では、基本法からの引用のまま

としたいと考えています。

次に②市民の定義は、資料3も合わせてご確認ください。ご指摘のとおり、一般的に市民とは「市などの行政単位においてはその住人」を意味しておりますが、男女共同参画社会の実現には、本市に関係している幅広い人々の協力、理解が必要であるため、「市民」の定義は在住している市民だけでなく、市内で働く人や学ぶ人を含めて定義しているため、素案のとおりとしたいと考えております。

次に③事業者の定義は、営利目的あるいは公益目的にかかわらず、市内に事務所又は事業所を有し、事業を行う個人、法人その他団体をいいます。

次に④教育関係者の定義は、学校、社会、家庭その他市内において教育に携わる者を広く教育関係者と捉えています。

次に⑤市民公益活動団体の定義は、「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」に基づき定義しており、「市民公益活動」とは、市民の自発的及び自主的な様々な活動のうち、不特定かつ多数のものの利益、公益の実現をめざすもので、社会貢献的な活動、社会・地域の課題解決を目的とした活動をその対象としています。

次に⑥「セクシュアル・ハラスメント」の定義についてですが、素案では性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう、となっておりますが、後半の「又は性的な言動を受けた相手方の対応により」の部分が分かりにくいのご指摘がありました。この素案要綱は「男女雇用機会均等法」に基づいており、職場など、あらゆる場で性的な言動が行われることで環境が不快になることという環境型のセクハラと、性的な言動が行われ、それを拒否したことで、拒否した者が何らかの不利益を受けることという対価型のセクハラについて定められており、それに基づいています。解説の二重線部分は前回から修正した部分です。

次に定義⑦「ドメスティック・バイオレンス」についてですが、資料3も合わせてご確認ください。配偶者や恋人などの親密な関係、又は過去に親密な関係にあった男女間における暴力のことをいいます。また、暴力には、身体的暴力だけでなく、暴言、威嚇などの精神的暴力、友人との交際を制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望んでいない性行為を強要するなどの性的暴力も含むという解説をしておりますが、「DV」にははっきりとした明確な定義はありません。「精神的」なDVのなかに「経済的」「社会的」も含まれた説明を用いている場合もありますが、本市の男女共同参画プランの用語の解説と合わせて条例においても友人などとの付き合いや行動を制限する「社会的暴力」の定義を入れたいと考え、素案のとおりとしています。

次の定義⑧「性同一性障がい」では、性別には生物学的な性別と、自分の性別を意識するジェンダー・アイデンティティという2つの側面があり、多くの場合は生物学的性別と自らの性別に対する認知であるジェンダー・アイデンティティは一致しているため、性別にこのような2つの側面があることには気づきません。しかし、一部の人ではこの両者が一致しない場合があり、そのような場合を「性同一性障がい」といいます。

次の定義⑨「積極的改善措置」は様々な分野で、すでに男女の参画する機会に格差がある場合、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して、積極的に機会の提供を行うことにより、男女が対等な関係になるようにするものです。

次の定義⑩「ワーク・ライフ・バランス」は仕事と生活の調和を意味し、誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のことをいいます。

条文要綱3、基本理念については、男女共同参画を推進するにあたり、6つの基本理念を定めており、一つ目は、一人一人が自分の能力を十分に発揮できることが必要であり、その機会が男女ともに確保されること。二つ目は、男女が互いに尊重しながら、自らの意思と責任で多様な生き方を選択できることが望ましい社会であること。三つ目は、男女が政策や方針の立案及び決定に対等な立場で参画し、それぞれの視点から意見等を反映させる機会を確保されること。四つ目は、家族を構成する男女が互いに協力するとともに、社会の支援を受けながら、家庭生活と仕事や地域活動等との両立を図るようにすること。五つ目は、男女が自己の性について正確な知識・情報を持ち、互いの身体的特徴を十分に理解し合い、男女が相手に対する思いやりを持ちつつ、妊娠、出産等に関して主体的に選択・行動し、生涯にわたり健康を享受できるようにしていくこと。六つ目は我が国の男女共同参画の推進は、国際的な連携や協力の下に取り組みを進める必要があること。この6つを基本理念としています。

次に4、市の責務ですが、資料3も合わせてご確認ください。市は基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有し、施策の推進に当たっては、様々な体制を整備して、市民、事業者、教育関係者、公益活動団体、国、県及び他の地方公共団体と連携しながら取り組むべきことを明記しています。資料3にあります、市民公益活動団体についてのご意見ですが、4の(3)の部分についてのご意見です。この(3)は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民公益活動団体のあとに、具体的な団体名を列挙してはというご意見ですが、市民公益活動団体の定義は「参画と協働のまちづくり推進条例」に基づいており、その活動団体は、多数のものの利益の実現をめざし、社会貢献的な活動をする団体と定義し、市内に多数の団体があるため、特定の団体名を挙げるのが難しいので、市民に対しては先程説明させていただいた素案要綱の解説、2定義⑤市民公益活動団体の解説の方でイメージを掴んでいただけるように修正しております。

次に5、市民の役割ですが、市民が、市の施策などを通して男女共同参画の理解を深め、あらゆる分野で男女共同参画の推進に関する取り組みに努めること、また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、市民が協力するよう努めることを定めています。

次に6、事業者の役割について、事業者が、男女共同参画の推進に努めるとともに、職場と家庭、その他の活動の両立ができる職場環境を整備するよう努めること、また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、事業者が協力するよう努めることを定めています。

次に7、教育関係者の役割ですが、男女共同参画の推進において、教育の果たす役割は非常に重要であるため、教育関係者は、生涯を通じた様々な教育や学習の場において、男女共同参画の視点を取り入れるよう努めること、また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、教育関係者が協力するよう努めることを定めています。

次に8、市民公益活動団体の役割ですが、市民公益活動団体が、それぞれの運営及び活動において、男女が平等に参画する機会が確保され、能力を発揮できるような環境整備など、男女共同参画の推進に取り組むよう努めること、また、市が実施する施策をより効果的に推進するため、市民公益活動団体が協力するよう努めることを定めています。

次に9、性別による権利侵害の禁止については、性別による人権侵害やセクハラ、DVの禁止、差別的取扱いの禁止について規定しています。

次に10、公衆に表示する情報に関する配慮については、ポスター・広告など公衆に表示する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼす可能性があるため、男女間における暴力を正当化し、又は助長する表現は用いないよう努めることを定めています。以上で第1章につきましての説明を終わ

ります。

【会長】ありがとうございました。それでは、どなたから発言されても構いませんし、資料3のところにご意見を出された方でも構いませんし、それに関連するところからの方が議論しやすいかと思えます。

まず、2の①について、事務局より男女共同参画社会基本法より引用しているため、素案のとおりとしていますとご説明がありました。いかがでしょうか。

【会長】次の2の②はいかがですか。

【委員】これは私が出した意見ですが、素案への対応を読んで納得しました。

【委員】色々な条例でも、「市民」という定義はこのようになっているというのは理解していますが、素案への対応を読んで、より狭い意味にされていかないのかなと思えました。在学している方という捉え方をすると学生に限定されますので、就学前の子どもたちで市外から市内の保育所や幼稚園に来ている場合もあり、そのような子どもたちは外れてしまうのではないかと思います。在学という言葉に限定していますと。産まれたばかりの赤ちゃんからという定義を市外からの人にも適用するならば、こういう定義にしてしまうと狭くなるのではないかと思います。資料2の解説のところで、もう少し広義に記入していただけるとこの文言でも大丈夫かなと。今の解説だと市内の保育園や幼稚園に市外から通っている人がいるということをやけられてしまうと、この「市民」には乳幼児が外されているのではという印象を受けてしまうので、少し文言を変えてもいいのかなと思えました。

【会長】兵庫県下の他市では、市民の定義は素案のような内容になっているかと思いますが、今おっしゃられたのは市外から来ている乳幼児はどうなるのかということですね。事務局はどのようにお考えでしょうか。

【委員】障がいがある方で施設へ通われている場合もありますよね、年齢に関わらず。市内の施設へ市外から来られている場合もあると思いますが、その場合もどうなるのかなと。

【委員】教育関係者の定義は広く定義されていますので、より市民の定義が狭く感じてしまいます。

【事務局】ご指摘いただいたとおり、幅広い方々をこの条例では市民として対象とするように表現できるよう、一度検討させていただきたいと思えます。ただ、市民等となりますと、後ほど出てきます定義と混同してしまいますので、難しいかとは思いますが。保育所や幼稚園、施設に市外から来られるような方々を含めて対象にした方がいいだろうという主旨かと思えますので、少し検討させていただきたいと思えます。

【会長】では、2の⑦はいかがですか。「社会的」という言葉は、社会的な人間関係であり、それを配偶者等により絶たれるということです。電話を掛けてはいけないし、出かける時も許可を得ないといけない。ですので、入っていた方がいいと思えますね。

次の4の③は私が出した意見で、事務局の素案への対応のとおりでいいかと思います。
それでは、1章について他に何かご意見などありましたらどうぞ。

【委員】2の①について、「もって」という言葉は現在使われているものなのですか。それとも法律用語ですかね。市民に向けて出す条例であれば、「それによって」という言葉の方がより条例に親しんでもらえるのではないかと思います。

【事務局】先ほどご説明しました法制担当については、「もって」の使い方について指摘があることは、まずないかと思います。他市などの男女共同参画条例では、「もって」や「それによって」など色々な表現をしており、省いている市もありますが、男女共同参画基本法より引用しているということで、「もって」としております。ただ、意味としては「もって」を「それによって」に変えたり、又は省いても通るかと思えます。

【委員】2の①は私が出しましたが、「もって」はわかりにくい言葉ですので、省いてもいいのではないかと思い、提出しました。

【会長】それでは、再考するというところでお願いします。

【委員】資料2の⑧の解説で、「多くの場合は」という文言と「一部の人は」という文言があります。男女共同参画が浸透していった時に、本当にそれが多いいのか、一部の人はよくわからないと思います。だから、あえてそのような文言が解説で必要なかと思えます。性同一性障がいマイナスのイメージに捉えられるのではないかという印象を受けました。少し解説の文言を変えていただいた方がいいかなと思えました。

【委員】多いとか一部とかはあくまでも評価ですので、評価を入れない表現にした方がいいと思います。

【会長】資料2はこの審議会のための解説ですか。条例には添付されないですよね。

【事務局】条例が制定された時には添付されません。その前のパブリックコメントや議会への説明に解説もつけますが、この形ではありません。議論していただきご指摘いただいた内容などを踏まえた解説を市民に示す必要がありますので、ご指摘いただきました内容については再考させていただきます。

【委員】資料2の2の⑨の解説で、積極的改善措置というのはよく誤解されることがあり、女性であれば何でも優先されるのか、男性差別ではないかということがあります。積極的改善措置は、男女が同等の能力を有する場合に適用されるということですので、解説に入れた方がいいと思います。ポジティブ・アクションの解説ではよくその部分が抜けています。一度確認していただいて、検討していただければと思います。

【委員】資料2の3の②の解説の3行目の最後「考えられます。」ではなく「あります。」でいいの

ではないかと思います。あと、①の解説で「差別的な取扱い」を「差別的な扱い」ですかね。2の⑥の解説の1行目の「環境」では、人が不快に感じているというニュアンスが出てこないで、「その場に関わる人々」というような文言の方がいいのかなと。

【委員】2の⑧の解説の「ジェンダー・アイデンティティ」が、非常に難しい。日本語にするのも難しいですが。市民が見るとどういう意味か少しわかりにくいのかなと思いました

【委員】「ジェンダー・アイデンティティ」を日本語にすると、性自認だと思います。生物学的な男女は別として、自分の性をどう捉えるか。

【委員】それをジェンダー・アイデンティティの後ろに括弧書きで入れるということですか。

【委員】そうですね。カタカナだけではわかりにくいと思いますので。

【委員】その解説のところで、ジェンダー・アイデンティティを「自分の性別を意識する」と「自らの性別に対する認知」という違う言い方で説明しています。一つの言葉に二つの説明がされていますので、わかりにくいかなという印象はあります。

【委員】例えばここを言い換えるとすると、「性別による生物学的な性別と、自らの性別をどう認識するか」という性自認（ジェンダー・アイデンティティ）という二つの側面があり、生物学的性別と性自認は一致しているため、～」という方がわかりやすいのでは。

【会長】「多くの場合」と「一部の人」というのは、必要ないですね。新聞でこの問題はよく出ていますよね。どれだけの子どもたちが苦しんでいるかという。先生等が理解してくれず、自殺に追い込まれる子どもたちがどれだけいるかという非常に深刻な問題です。色々な性のあり方があるということを、ジェンダー論と男女共同参画を通して出てきたまなざしを持って、しっかりと受け止める必要があると思います。

【委員】3の①の条文で、「その他の人権」という文言が具体的に何を指すのか、解説にもそのあたりが書いていないのですが、いかがですか。

【委員】「その他の」はそもそも必要ですかね。男女の人権が尊重されることでいいのでは。

【事務局】基本理念に関しましては、「男女共同参画社会基本法」の理念を基にしまして、男女の人権という大きい範囲の中で書かせていただいたのですが。

【委員】そういう主旨であるならば、「～を通じて男女の人権が尊重されること」みたいに書いていただければいいのかなと。

【会長】この部分も再考ということをお願いします。

【委員】先ほどの「差別的取扱い」の話で、解説だけでなく条文もそうになっていますよね。

【事務局】この「差別的取扱い」という文言も「男女共同参画社会基本法」がそのように記載しています。

【会長】ご指摘がありましたので、こちらも検討してください。

【委員】先ほどの3の①で「及びその他の人権」という文言は、無い方がいいと思います。個人としての人権が尊厳されることに重さになって、憲法で人権が尊重されることを基本理念にしているという形の方が読みやすいので、ここで男女の人権とするとそれは一体何かということになるとややこしいと思います。

【委員】文章にすれば具体的にどのような感じになるのでしょうか。

【委員】繋ぎの言葉は何かいるかと思いますが、「すべての人権」でいいのではないかと思います。

【委員】この人権の中に、「個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること」も含まれるのですか。ニュアンスとしては「～機会が確保されることをはじめ、その他の人権が尊重されること」ですよね。

【事務局】そうです。

【委員】その他の人権ではなく、あらゆる人権の方がいいですね。

【会長】それでは、次に2章と3章の説明をお願いします。

【事務局】説明の前に、先ほどご指摘をいただきました3の①については、再考させていただきます。「差別的取扱い」という文言は条文要綱9にも出てきますが、この文言は他市の条文や国の条文も「差別的取扱い」で統一されており、その文言についても意味が変わらないかなど確認させていただきたいと思います。

では、第2. 3章につきまして、説明いたします。

条文要綱11、男女共同参画計画については、資料3も合わせてご確認ください。男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を市民等の意見を反映しながら定めることとしています。策定及び変更に当たってはあらかじめ川西市男女共同参画審議会の意見を聴くこととしています。

次に12、報告書の作成については、男女共同参画についての理解と施策への協力を求めるため、市が推進する様々な施策の実施状況を把握し、その進捗状況を年次ごとに評価し、その内容をまとめ、公表することを定めています。この条文要綱11. 12に対して計画の公表、報告書の公表につきまして、「市民等に」を挿入し、市民等に公表するとはというご意見をいただきましたが、男女共同参画計画やその施策の実施状況を明らかにする報告書は、市民等に向けてのみ公表するものではなく、広く外部、国、県、他市などにも川西市の男女共同参画の推進状況について公表する

ものため素案のとおりとしています。

次に13、調査研究について、男女共同参画計画の策定や様々な施策を効果的に実施するため、市は国、県の動向や市の施策の実施状況、市民意識などについて調査研究を行うことを定めています。

次に14、施策の策定等に当たっての配慮について、施策の策定や実施の際には男女共同参画の推進について配慮する必要があります。また、男女共同参画社会を形成していくうえで、男女間の格差を是正する積極的改善措置は重要な取組であり、男女が社会の対等なパートナーとして、施策の立案及び方針などの決定過程において共同して参画する機会の確保に努めることを定めています。

次に15、広報活動等については、資料3も合わせてご確認ください。男女共同参画の推進には市民等の理解が非常に重要です。市はさまざまな機会を通じて広報や啓発活動を行うこととしています。この素案要綱につきまして「広報活動をするにあたり、中央図書館の役割が大きいと考えます。条文のなかに「川西市立中央図書館等」という文言を入れてはどうでしょうか。」というご意見をいただきましたが、広報活動においては、本市の男女共同参画を推進するための拠点施設である川西市男女共同参画センターを始め、様々な施設や事業が担っていると考えられるため、素案のとおりとしています。

次に16、活動への支援については、市は市民等が取り組む男女共同参画社会を推進するための積極的な活動に対し、情報提供や講演会の案内等の支援を行うこととしています。

次に17、教育及び学習の機会については、資料3も合わせてご確認ください。ご意見をいただきまして、「市は、家庭、学校、社会その他あらゆる教育及び学習の機会において、男女共同参画の理念の啓発と実践に努めるものとする。」という素案要綱に前回より変更しております。男女共同参画にとって、教育及び学習は根本的な意義を持っているため、生涯にわたるあらゆる教育の場において、男女共同参画の理念を啓発すること、その実践に努めることとしています。

次に18、防災の分野における施策の推進については、市は、災害復興を含む防災の分野において、男女共同参画の視点を踏まえた防災、災害対応及び被災者支援を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする、としており、下線部分のご意見をうけまして、災害対応と被災者支援を前回から順番を逆にしております。災害発生という非常事態における緊急対応においては、日常における性別による固定的な役割分担意識が顕在化しがちです。そのため、男女共同参画の視点から今後の災害復興を含む防災分野の施策を講ずるよう努めることとしています。

次に19、仕事と生活の調和の推進については、市は、家族を構成する男女が、共に仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発等の活動との調和を図ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの視点に立った必要な措置を講ずるよう努めるものとする、としており、ご意見を受けまして、下線部分の言葉を挿入しております。

次に20、拠点施設については、市は、川西市男女共同参画センターを、市が男女共同参画を推進するための拠点施設と定めています。

次に21、苦情及び相談への対応について、男女共同参画に関する施策等への苦情や、性別による差別的取扱い等による相談については、関係機関と十分に連携を図り、適切な対応や支援を行い、また、必要があるときは、川西市男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

第3章22、委任については、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定めることとしています。

以上で第2、3章につきましても説明を終わります。

【会長】ただいまの説明について、ご意見やご質問ありますでしょうか。

【委員】18のところ、防災だけではなく減災という形が日常的に使われるようになっているのではないかと思います。そのため、減災という表現も入れた方がいいかと思います。

【事務局】検討させていただきます。

【委員】19に「ワーク・ライフ・バランス」という言葉があるのですが、最近は一般的になってきつつあるのですが、セクシュアル・ハラスメントやDVほど一般的な言葉ではないと思います。ですから、「仕事と生活の調和」という言葉に置き換えた方がいいと思います。

【会長】分野によれば広がっているかと思いますが。括弧書きでワーク・ライフ・バランスは残してもいいかもしれませんね。

【委員】11の(3)の「策定し、又は変更」は、「策定、又は変更」ではないのでしょうか。同じく10の「暴力を正当化し、又は助長する」は、「暴力を正当化、又は助長する」。この「し」が少し気になって、そのような表現が何か所かあったかと思っています。

【委員】11の(2)のところもですね。

【委員】15の解説の「市民等の理解が非常に重要です」とありますが、「非常に」は必要ないかと思っています。あと、17の解説の二重線の「男女共同参画の理念を啓発すること、その実践に努めること」で、啓発することと実践は別なのでしょうか。

【会長】理念の啓発とそれを現実に具体的に実践するという意味です。ですから別ということです。

【委員】理念を啓発し、その後に実践するということですね。

【会長】形にして示してくださいということです、実践は。男女混合名簿を作るとかそういうことですね。

【委員】そうすると解説を「理念を理解し、それに基づいて実践に努めること」のようにもう少しわかりやすくしてもいいのかなと思います。

【委員】18の解説ですが、最初の2行がすごく狭い範囲で書かれています。「災害発生という非常事態では」と。本来ならば防災、減災に対する施策のためには、女性を含めた委員会等のような具体的な施策が必要かというところから始めていただかないといけないと思います。先ほどの性同一性障がいの方や色々な方たちの視点も含めた減災、防災という施策を講じていかないとはいけません。単純に男女のトイレを分ければよいということだけではないと思います。そのような内容を含めた解説にさせていただかないと、十分伝わらないかなと思います。施策推進のためにどのような手立てが必要かも含めて書いていただければと思います。

【委員】有効性のある防災、減災の施策は、性別に関わらずあらゆる人が協力しないと実現できないという視点という意味ですか。

【委員】そのことももちろんです。そのために防災という分野、災害時の対応という分野、減災という分野、それから被災者支援という分野でもきっちりと押さえておかないと、今の文章だけだと少し狭いことが書かれているなど。男女共同参画の基本理念に必ず立ち返るので、そういったところの中身での解説になっていけばと思います。

【会長】この解説は、男女共同参画センターにありますので、見たい方は見てくださいというように、置いておいてもいいかもしれないですね。

【委員】防災、減災の考え方は大切であって、男女共同参画プランで「危機管理と国際的視点による男女共同参画の推進」という位置づけがありますので、事務局の方で広い意味でそれを解説に入れようとして少しぼんやりとした表現になっているのかなと、私は思います。細かくするとすごく広い話になりますので、表現は難しいですが防災、減災の意味や女性の視点などを取り入れた広い意味で書いていただきたいです。

【会長】男女共同参画プランに文言の解説が載っていますので、条例の勉強会などをする時はそれを参考にしながら条文を説明するというのも考えてもいいかもしれません。完成すると非常に良い資料になると思います。

【委員】防災と減災はどう違うのですか。防災をすることによって結果的に減災になると思うのですが、それを分ける意味は何かあるのでしょうか。

【委員】防災は、例えば40m級の津波に備えるためにどれだけの施設がいるのかということです。減災は、ある程度の被害を予測しながらという、端的にいうとそのような感じです。

【会長】ご発言されていない方どうぞ。

【委員】2の定義の⑧のところで、「生物学的な性と性の自己意識が一致しない」とは簡単に言うのでしょうか。

【委員】生物学的な性は、例えば赤ちゃんが産まれた時に産科医や助産師が外性器の形を見て、男の子や女の子と判断するということです。性自認を含むジェンダーは、生物学的な性に基づいて女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしくと言われることなどによって、社会の文化でいう女や男になっていく。そこで自分は女や男だと自認をしていくようなことです。

【委員】性同一性障がいの方は多くおられると思いますが、2の定義⑦の解説に「男女間の暴力」と書いていますが、整合性がとれないのではと思います。基本理念の主語も男女とあり、他にもあるので、全体として整合性がとれないと思います。

【会長】それを言い出しますと条例の大前提が崩れてしまいます。これまでは社会の基本的な構造は、半分ずつの男女がいて、男と女の対のみで構成されていると考えられてきましたが、その考え方は現在不具合が起こってきたということで再構築しないといけないということです。ですので、これまでの社会を基に国の政策が行われていますので、条文が「男女は～」という男女という主語で始めることは必要かと思います。整合性がとれていないということはわかります。

【委員】先ほど委員がおっしゃたことは本当にその通りだと思います。性同一性障がいの方々たちは、自分たちが見えなくなるので、男女で世の中をくぐるなどおっしゃられます。法律や制度も男女で作られている部分もあるので、まずは、男女二元論から切り崩して、性同一性障がいの方々の視点も盛り込んでいかないといけないと思います。2の⑦の解説では「男女間」となっていますが、条文では「ごく親しい関係にある者の間」とあるので、ここにレズビアンやゲイの方々も含まれるのかなと。

【委員】ドメスティック・バイオレンスの解説で、「男女間」という必要はないのかなと思います。大前提として法律が男女共同参画という言葉を使っているので、そこからスタートせざるをおえませんが、だからといって整合性がとれていない違和感があって当たり前だとする必要もないと思います。ドメスティック・バイオレンスの問題は男尊女卑もありますが、性格障がいからくる問題も指摘されており、それは生きにくい世の中だからではないかと言われています。個人に対する優しい視点をできる限り入れようということは良いと思いますが、一方で読んだ時の違和感は気が付いた限りは修正した方がいいと思います。この法律を前提としながら、性自認で差別してはいけないという条文を入れていることで、両立するわけです。男女を何人に変えてもいいところは、変えていいと思います。違和感は工夫次第で少なくできるかなと思います。

【委員】ドメスティック・バイオレンスで強調されているのは、親子関係などは含まないということです。直訳すると家庭内暴力ですが、そこをあえてドメスティック・バイオレンスとしているのは、配偶者や男女間に焦点を当てるためで、何人もと大きくしてしまうとどうかなと思います。

【委員】私が言いたかったのは、ドメスティック・バイオレンスのところではなく、条文全体で男女を何人に変えられるところがあれば変えてもいいということです。

【委員】じゃあここは具体的にどう定義するのかですよね。

【委員】私は、条文の「配偶者（元配偶者を含む。）又はごく親しい関係にある者の間」という表現でいいのではないかと思います。ドメスティック・バイオレンスは事務局もおっしゃっていたとおり明確な定義がないので、色々な考え方があるかと思いますが、男女でここを括る必要はないのかなと思います。

【委員】2の7の解説の「配偶者や～男女間」を、「配偶者（元配偶者を含む。）又はごく親しい関係にある者の間」に変えるということですね。

【委員】そうです。

【会長】親子間の暴力は家庭内暴力という言葉があり、それがあるためにドメスティック・バイオレンスという言葉を使っています。

【委員】家庭内暴力という言葉には、親子間の暴力や配偶者間の暴力など全て含まれていましたが、配偶者間の暴力があまりにもひどかったため、そこに注目してもらうためにドメスティック・バイオレンスという言葉使っています。デートDVという言葉がありますが、これは恋人間や元恋人間などを抽出している形ですので、ドメスティック・バイオレンス＝配偶者間を中心とした暴力ということをはっきりとしています。

【委員】力関係や経済的なところから日本は男尊女卑でこれまできたという背景が、大きく影響していると思います。ただ、ドメスティック・バイオレンスが認知されるようになり、市民の認識も変わってきていると思いますので、省けるものは省いていいと思います。ドメスティック・バイオレンスの解説のところも、意味がぼやけなければ男女という文言を変えてもいいと思います。

【会長】今日は貴重な意見を出していただきありがとうございました。それでは、司会を事務局にお返しいたします。

【事務局】本日は遅くまで熱心にご議論いただきましてありがとうございます。頂戴しました意見につきましては、事務局で整理、取りまとめをさせていただき、皆さまのご意見を踏まえ、施策を推進してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。